

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

学会誌に関する細則

定款第2条に基づき、学会誌について定める

第1条 当法人は会員の研究発表のための学会誌「Journal of Epidemiology」を次の各号によって刊行する。

1. 学会誌の編集は編集委員会による。編集委員会の組織は別に定める。
2. 学会誌への投稿は別に定める投稿規約による。
3. 学会誌の電子版は、J-STAGE、PMC で無料公開する。
4. 学会誌の冊子購読希望者は、理事会が別に定める購読料を前納するものとする。

第2条 編集委員は、理事会が選び、理事長が委嘱する。

第3条 編集委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第4条 編集委員会に編集委員長（Editor-in-Chief）をおく。委員長は、編集委員の中から理事長が指名する。

第5条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015年12月1日から施行する。